

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携 （技術開発に努め、オープンイノベーションを活用し、新規技術を利用した事業創出に取り組む）。

グリーン化の取組 （製造過程においてCO2削減効果の高い資材や、リサイクル資材の購入を積極的に進める）。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

発注者としての立場上の優位を利用し、不当な廉価仕入を行いません。取引価格に関しては、材料供給業者及び下請け業者の適正な利益を含むように十分に協議し、考慮します。購入価格決定後は、関係諸法令に従い、契約条件の文書交付を実施します。

② 手形などの支払条件

材料供給業者及び下請け業者に対する支払いについては、現金払いを基本とします。特に、下請会社の労務費の支払いに関しては、下請会社の資金繰りに十分に配慮します。手形を支払う際には、支払いサイトは可能な限り短期間になるように考慮します。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産及びノウハウに関しては、知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいて取引を実施し、取引上の優位な立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡は求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

当社の働き方改革の実施が、材料供給業者及び下請け業者の従業員への労働時間の長期化、加重労働にならないように配慮します。合理性のない短期工期の設定や製品の短期納期の要求をいたしません。

3. その他（任意記載）

- ・当社のみが利益を得るのではなく、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かち合います。
- ・取引上の優位な立場を利用して取引先に不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2022年1月29日

坂本土木株式会社

企業名

代表取締役 坂本 春逢

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。